

箕面市文化芸能・国際交流活動推進交付金を創設

～文化芸能劇場大ホールで公演を行う事業を助成します～

令和6年(2024年)5月29日(水)

箕面市は、船場地域を文化芸能・国際交流の場として発展させていくため、箕面市立文化芸能劇場大ホールで公演を行う市内の団体又は個人に対し、交付金を助成する「箕面市文化芸能・国際交流活動推進交付金」制度を創設しました。

交付金の対象経費は、公演に係る劇場使用料(2分の1以内)とし、予算の範囲内で、目的に沿った公演を行う事業に交付します。

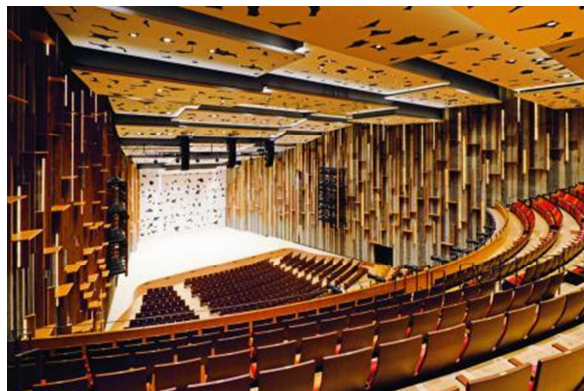
1. 制度の概要

(1) 名称

箕面市文化芸能・国際交流活動推進交付金

(2) 交付金の対象となる要件

- ① 交付対象期間内に文化芸能劇場大ホールで公演を行う事業であること
- ② 下記のいずれかの趣旨に沿った事業であること
 - ・ 次世代を担う子どもを対象とした教育・文化芸能事業
 - ・ 市民の文化芸能活動の発表の場となる事業
 - ・ 文化を通じて国際交流に資する事業
- ③ 誰もが観賞可能で、広く周知を行い、営利目的や観覧者の過半数以上が主催団体の構成員や関係者で占められないことがない公演であること
- ④ その他、物品等の販売を主たる目的とする事業、他の制度による助成を受けている事業等は交付の対象外とします



文化芸能劇場大ホール

(3) 対象期間(令和6年度募集分)

- ・ 申請期間 令和6年5月1日(水曜日)～令和6年6月7日(金曜日)
- ・ 交付対象期間 令和6年4月1日(月曜日)～令和7年3月31日(月曜日)

(4) 予算額

3,000千円

(5) 交付金の支給対象者

箕面市内を活動拠点としている団体又は市内在住・在学・在勤の個人のかた



市ホームページ
QRコード



申請フォーム
QRコード

(6)対象経費と交付金額

- ・ 対象経費 当該公演開催において劇場に支払う経費の2分の1以内の額
※公演1日につきリハーサル1日分も対象
- ・ 交付限度額 上限 500 千円(公演日数 2 日以上は 750 千円)
※交付を受けたことがある事業は上限 300 千円(公演日数 2 日以上は 450 千円)

(7)交付決定

申請書類などに基づき審査を行い、申請事業の中から、予算の範囲内で交付事業を決定します。

2. 案内方法など

市ホームページ、広報紙「もみじだより」などを通じて、本制度創設を周知

問い合わせ先
人権文化部 生涯学習・市民活動室
TEL 072-724-6729(直通)